弁護士 column

弁護士会照会制度と照会を受けた自治体の対応について

「弁護士会照会制度」をご存じですか。弁護士が依頼を受けた事件について、証拠や資料を収集し、事実を調査するなど、職務活動を円滑に行うために設けられた法律上の制度です。この制度に基づいて照会を受けた市町村に回答や報告の義務はあるのでしょうか。また、プライバシーの保護などを理由として拒否することは可能なのでしょうか。A町教育委員会管理課のBさんと弁護士のQ&Aを通じて検討してみましょう。

共同執筆

下矢　洋貴
（しもや・ひろたか）
平成18年北海道大学大学院法学研究科修了。
19年札幌弁護士会登録。

佐々木　泉顕
（ささき・もとあき）
・北海道町村会顧問
・（一社）札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問

弁護士法人佐々木総合法律事務所
札幌市中央区大通西11丁目　大通藤井ビル6階
TEL 011-261-8455　FAX 011-261-9188

A町教育委員会管理課Bさん　当町教育委員会に対し、「弁護士法23条の2に基づく照会」と題する照会書面が弁護士会から届きました。照会内容は、町内の学校で発生したいじめ問題に関し、学校が関係者からヒアリングをした際の録音データの内容の開示を求めるものとなっています。照会書面を見ると、照会先は原則として回答・報告義務があると付記されていますが、弁護士会照会とはどのような制度なのか、当町がこの照会に回答する義務があるのか分からないので教えてください。

弁護士　弁護士会照会制度は、弁護士がその受任事件について事実を調査し、または証拠を収集するために、所属している弁護士会を通じて、公私の団体に照会を求める制度です。弁護士法23条の2（注1）に基づくものであるため「23条照会」とも呼ばれます。手続としては、弁護士が照会事項（質問事項）を弁護士会に申請し、弁護士会が申請の適否（必要性・相当性）を審査し、適当と認めた場合に弁護士会からの照会が行われることになります（注2）。

Bさん　照会先には、報告義務・回答義務があるのでしょうか。

弁護士　報告義務に関する明文の規定はなく、また照会先が報告しないことについての罰則規定はありませんが、判例上、報告義務があるとされています（注3）。その根拠は、弁護士会照会制度が弁護士の職務の公共的な性格に鑑みて弁護士会に付与された制度であり、また弁護士会において照会申出の審査がされるため、濫用的な照会は排除され適切に制度運営がなされるようになっていること等が挙げられます。

Bさん　それでは今回の照会に対しても理由を問わず報告・回答すべき義務があるのでしょうか。

弁護士　一般論として報告義務・回答義務があることは既に述べた通りですが、この義務は絶対的なものではなく、正当な理由があれば拒否できるとされています。具体的には、報告によって得られる公的利益（真実の発見・公正な判断等）よりも、報告を拒否することによって保護すべき利益（プライバシー等）が上回る場合には、照会を拒否することも正当化されるとされています。自治体の場合に関しては、公務員に課せられた守秘義務に抵触することが問題になることがあり、こうした点から照会を拒否することが許される場合もあると思います。この場合においても、個別具体的な事案を前提として、具体的な利益衡量をした上で照会を拒否する正当性を検証することが肝要です（注4）。今回は、どういう経緯・理由で照会がされているのかわかりますか。

Bさん　照会書によると、今回の事例は、学校内での当該いじめ問題が町内に広く知れ渡り、その知れ渡った内容を巡って名誉棄損の損害賠償請求がされ、すでに裁判所で訴訟が係属しているとのことです。いじめ問題に関しては、学校として調査を行い、調査報告書を作成しているのですが、今回の照会は、その作成過程で学校が関係者にヒアリングした際のやりとりの内容について確認したいとのことで、訴訟当事者の弁護士から当時の録音データの内容について照会がなされています。

弁護士　録音データは存在しているのでしょうか。また、どういう経緯で録音をされたのでしょうか。

Bさん　存在していますが、あくまでもヒアリングをする際の備忘録として録音したものです。録音する際にもヒアリングの対象者には目的外利用はしないことを伝えています。

弁護士　そうであれば、本来的に外部への公開は予定されていない秘匿性の極めて高い内容の情報であって、関係者のプライバシーや守秘義務として保護すべき利益は極めて大きいですね。一方で名誉棄損の損害賠償請求訴訟ということであれば、一次的に問題となるのは、発信された情報が名誉棄損行為となるか否かであって、いじめの有無そのものが直ちに争点となるわけではないように思います。仮に名誉棄損の真実性の証明等の関係で争点となり得るとしても、調査報告書以上に、学校が関係者からヒアリングをした際の関係者の発言がどのようなロジックで証拠価値を有するのか、現時点の資料のみでは必ずしも明確ではないように感じます。よって、守秘義務やプライバシー保護の利益が、報告することにより得られる利益よりも優先して保護されるとの評価も可能であり、関係者の同意がない限り、照会に応じることを拒めるものと考えます。

Bさん　わかりました。ご助言を踏まえて対応を内部で検討いたします。ところで、今回は当該係争が既に裁判となっているわけですから、この場合、裁判所を利用した証拠収集手続もあるのではないでしょうか。

弁護士　おっしゃる通り、訴訟係属していますので、裁判所を利用した証拠収集手続として調査嘱託という制度もあります（注5）。裁判所からの調査嘱託としての照会の場合には、公平・中立な裁判所が、具体的な事件の争点を把握した上でその解決の見地から必要性と相当性を審査しているため、プライバシー侵害等の問題は、通常生じにくいとされています。このため、裁判所からの調査嘱託であれば照会先からの回答が得やすいというのが実際の運用となっているといえるでしょう（注6）。

解説

注1　（弁護士法23条の2）1項　弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。2項　弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

注2　照会権限が付与されているのは弁護士会（各単位弁護士会）である。個々の弁護士は、所属する弁護士会に対する照会の申出権を有するにとどまり、弁護士会がその申出の適否を審査し、適当と認めた場合に照会がなされる制度である。

注3　最高裁平成28年10月18日判決は「23条照会を受けた公務所又は公私の団体は、正当な理由がない限り、照会された事項について報告すべきものと解される」と判示している。

注4　弁護士会において照会の必要性・相当性は審査された上で照会がされている以上、個別の事案において報告義務があるか否かは、個別の事案における具体的な事情を念頭に、具体的な利益衡量の上で判断することを要する。①保護すべき当該プライバシーや秘密の性質・保護の必要性の程度②係争事案の争点とその重要性、照会事項との関連性③照会対象者と係争当事者の人的関係④他の方法により情報収集する手段があるか（情報入手の代替性）―等の観点から、報告により得られる公共的利益と報告を拒否することで保護される利益を比較衡量し、後者が上回るか否かの判断をすることになる。

注5　民事訴訟法186条。受訴裁判所が公私の団体に対し、必要な事実の調査報告を嘱託する手続である。

注6　調査嘱託も照会の必要性・相当性を審査した上で照会がされる点では弁護士会照会と共通しており、また報告義務に関する考えも基本的には共通しているが、判断権者が裁判所であることや、訴訟の争点を念頭に当事者双方の意見を聞いた上で行われること等から、一般的には裁判所を通じた証拠収集の方が照会先からの回答は得られやすいというのが実情であろう。